

電気工事業者の更新登録申請について

千葉県知事の登録を受けた電気工事業者の方が、登録の更新をする場合は、下記により手続きをしてください。更新の申請は、有効期間満了日の1か月前から受付いたします。

なお、有効期間を過ぎて申請した場合は、新規扱いとなりますので注意してください。

記

1. 申請先等

- (1) 申請先 〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎7階
千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548
受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- (2) 申請方法 申請書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を当課へ送信し、
当課の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、当課へFAX送信済みであることを連絡してください。

2. 申請書類

- (1) 登録電気工事業者更新登録申請書
- (2) 手数料 千葉県収入証紙 12,000円
※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店にて販売しています。
- (3) 申請者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）
申請者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要
（※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）
申請者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票抄本
申請者が法人の場合・・・法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (4) 誓約書（法第6条に規定する登録の拒否要件に該当しない者であることの誓約）
- (5) 主任電気工事士の雇用証明書
次の場合には、必要ありません。
①申請者が個人の場合で、申請者と主任電気工事士が同一の場合
②申請者が法人の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合
- (6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し
（第一種の方は、受講履歴が確認できるようにコピーしてください）
- (7) 従前の登録電気工事業者登録証

なお、次の場合は別途届出が必要となります。(問い合わせください)

- ① 電気工事業をやめた場合は、廃業届の提出。(登録証の返納)
- ② 登録事項に変更がある場合は、登録事項等変更届出書の提出。
(変更内容によって、添付書類が異なり、手数料がかかる場合があります)
- ③ 建設業許可を取得した場合は、電気工事業開始届出書の提出。(登録証の返納)

3. その他

「登録電気工事業者登録証」が手元に届くまでに、有効期限後2週間程度かかります。